

議案第 5 4 号

財産（物品）の取得について（追認）

次のとおり物品を取得することについて、日出町有財産条例（昭和 3 9 年日出町条例第 1 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- | | | | |
|---|---------|--|------------|
| 1 | 取得する物品 | 町立小学校教師用教科書及び指導書 | 1, 1 4 9 冊 |
| 2 | 取 得 金 額 | 1 2, 0 5 8, 2 1 9 円 | |
| 3 | 相 手 方 | 速見郡日出町 3 8 4 3 番地 1
有限会社 文彰堂
代表取締役 二 階 堂 進 | |

理 由

令和 2 年度に取得した物品について、日出町有財産条例第 2 条の規定により議会の議決を得る必要があったため提出する。